

3産労農水第895号

東京海区漁業調整委員会

貴海区小笠原地区における共同漁業に係る海区漁場計画（案）を別紙のとおり作成した  
ので、漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第4項に基づき、貴委員会の意見を求め  
ます。

なお、同法第64条第7項の規定により、海区漁場計画の決定に期限が定められているの  
で、令和3年10月20日までに答申されるようお願いします。

令和3年8月10日

東京都知事 小池百合子

（公印省略）

海区漁場計画（案）

第一 公示番号 共第六十二号

一 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置

小笠原村北之島、聳島及び媒島地先

(二) 漁場の区域

小笠原村一ノ岩、北之島、中之島、笹魚島、聳島、針之岩及び媒島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域

二 漁業の種類、名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	しゃこがい漁業	同上
	すいじがい漁業	同上
	くもがい漁業	同上
	ほらがい漁業	同上
	たけのこがい漁業	同上
	たからがい漁業（はちぢょうだから、ほしだから及びうみうさぎ）	同上
	しらひげうに漁業	同上
	なまこ漁業	同上

三 存続期間

令和四年二月二日から令和五年八月三十一日まで

四 関係地区

小笠原村父島

五 一から四までに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

なし

六 免許予定日

令和四年二月二日

七 申請期間

令和三年十一月一日から同月三十日まで

第二 公示番号 共第六十三号

一 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置

小笠原村北之島、聳島及び媒島地先

(二) 漁場の区域

小笠原村一ノ岩、北之島、中之島、笹魚島、聳島、針之岩及び媒島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域

二 漁業の種類、名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	たかべ（うめいろ）建て切り網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	たかべ（うめいろ）寄せ網漁業	同上

三 存続期間

令和四年二月二日から令和五年八月三十一日まで

四 関係地区

小笠原村父島

五 一から四までに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

なし

六 免許予定日

令和四年二月二日

七 申請期間

令和三年十一月一日から同月三十日まで

第三 公示番号 共第六十四号

一 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置

小笠原村嫁島地先

(二) 漁場の区域

小笠原村嫁島、前島及び後島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域

二 漁業の種類、名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	しゃこがい漁業	同上
	すいじがい漁業	同上
	くもがい漁業	同上
	ほらがい漁業	同上
	たけのこがい漁業	同上
	たからがい漁業（はちちょうだから、ほしだから及びうみうさぎ）	同上
	しらひげうに漁業	同上
	なまこ漁業	同上

三 存続期間

令和四年二月二日から令和五年八月三十一日まで

四 関係地区

小笠原村父島

五 一から四までに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

なし

六 免許予定日

令和四年二月二日

七 申請期間

令和三年十一月一日から同月三十日まで

第四 公示番号 共第六十五号

一 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置

小笠原村嫁島地先

(二) 漁場の区域

小笠原村嫁島、前島及び後島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域

二 漁業の種類、名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	たかべ(うめいる)建て切り網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	たかべ(うめいる)寄せ網漁業	同上

三 存続期間

令和四年二月二日から令和五年八月三十一日まで

四 関係地区

小笠原村父島

五 一から四までに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

なし

六 免許予定日

令和四年二月二日

七 申請期間

令和三年十一月一日から同月三十日まで

第五 公示番号 共第六十六号

一 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置

小笠原村弟島、兄島及び父島地先

(二) 漁場の区域

小笠原村孫島、弟島、兄島、西島、東島、父島及び南島周囲最大高潮時海岸線(以下第五において「陸岸」という。)と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域のうち次に掲げる区域を除いた区域

ア 次の(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)の点を順次結んだ線、(オ)及び(カ)の点を結んだ線並びに陸岸によって囲まれた区域

(ア) ひょうたん島東端

(イ) (ア)の点から百七度(真方位による。以下同じ。)五百メートルの点

(ウ) 猫岩東端から百十七度五百メートルの点

- (エ) 猫岩東端
- (オ) 猫岩西端
- (カ) ひょうたん島西端

イ 次の(ア)及び(イ)の点を結んだ線、(ウ)及び(エ)の点を結んだ線並びに陸岸によって囲まれた区域

- (ア) 人丸島東端から二十三度の線と兄島陸岸との交点
- (イ) 人丸島東端
- (ウ) 人丸島西端
- (エ) (ウ)の点から三十五度の線と兄島陸岸との交点

ウ 次の(ア)及び(イ)の点を結んだ線、(ウ)及び(エ)の点を結んだ線、陸岸並びに陸岸から沖合百メートルの線によって囲まれた区域

- (ア) 黒岩西端
- (イ) (ア)の点から百八十度百メートルの点
- (ウ) 兄島瀬戸に面した兄島陸岸の西端から百八十度百メートルの点
- (エ) 兄島瀬戸に面した兄島陸岸の西端

オ 次の(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)の点を順次結んだ線と陸岸によって囲まれた区域

- (ア) 宮の浜東側岬の北端
- (イ) (ア)の点から四十二度百五十メートルの点
- (ウ) 父島潮早崎北端から零度五十メートルの点
- (エ) 父島潮早崎北端

## 二 漁業の種類、名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	しゃこがい漁業	同上
	すいじがい漁業	同上
	くもがい漁業	同上
	ほらがい漁業	同上
	たけのこがい漁業	同上
	たからがい漁業 (はちちょうだから、ほしだから及びうみうさぎ)	同上
	しらひげうに漁業	同上
	なまこ漁業	同上

## 三 存続期間

令和四年二月二日から令和五年八月三十一日まで

## 四 関係地区

小笠原村父島

## 五 一から四までに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

なし

## 六 免許予定日

令和四年二月二日

七 申請期間

令和三年十一月一日から同月三十日まで

第六 公示番号 共第六十七号

一 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置

小笠原村弟島、兄島及び父島地先

(二) 漁場の区域

小笠原村孫島、弟島、兄島、西島、東島、父島及び南島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域

二 漁業の種類、名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	たかべ(うめいろ) 建て切り網漁業	一月一日から十二月三十一日まで 同上
	たかべ(うめいろ) 寄せ網漁業	

三 存続期間

令和四年二月二日から令和五年八月三十一日まで

四 関係地区

小笠原村父島

五 一から四までに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

なし

六 免許予定日

令和四年二月二日

七 申請期間

令和三年十一月一日から同月三十日まで

第七 公示番号 共第六十八号

一 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置

小笠原村母島、向島、平島、姉島、妹島及び姪島地先

(二) 漁場の区域

小笠原村母島、向島、平島、姉島、妹島及び姪島周囲最大高潮時海岸線(以下第七において「陸岸」という。)と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域のうち次に掲げる区域を除いた区域

ア 次の(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)の点を順次結んだ線と陸岸によって囲まれた区域

(ア) 母島沖の浜北側の岬南端

(イ) (ア)の点から二百二十八度(真方位による。以下同じ。)二百メートルの点

(ウ) 母島中岬南端から百八十度二百メートルの点

(エ) 母島中岬南端

イ 次の(ア)、(イ)及び(ウ)の点を順次結んだ線、(エ)及び(オ)の点を結んだ線並びに陸岸によって囲まれた区域

- (ア) 平島北西側の岬北端
- (イ) (ア)の点から三百二十一度五百メートルの点
- (ウ) 二子島北端
- (エ) 二子島南端
- (オ) 平島東側の岬南端

二 漁業の種類、名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	しゃこがい漁業	同上
	すいじがい漁業	同上
	くもがい漁業	同上
	ほらがい漁業	同上
	たけのこがい漁業	同上
	たからがい漁業 (はちちょうだから、ほしだから及びうみうさぎ)	同上
	しらひげうに漁業	同上
	なまこ漁業	同上

三 存続期間

令和四年二月二日から令和五年八月三十一日まで

四 関係地区

小笠原村母島

五 一から四までに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項なし

六 免許予定日

令和四年二月二日

七 申請期間

令和三年十一月一日から同月三十日まで

第八 公示番号 共第六十九号

一 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置

小笠原村母島、向島、平島、姉島、妹島及び姪島地先

(二) 漁場の区域

小笠原村母島、向島、平島、姉島、妹島及び姪島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域

二 漁業の種類、名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	たかべ (うめいろ) 建て切り網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	たかべ (うめいろ) 寄せ網漁業	同上

三 存続期間

令和四年二月二日から令和五年八月三十一日まで

四 関係地区

小笠原村母島

五 一から四までに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

なし

六 免許予定日

令和四年二月二日

七 申請期間

令和三年十一月一日から同月三十日まで

第九 公示番号 共第七十号

一 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置

小笠原村北硫黄島地先

(二) 漁場の区域

小笠原村北硫黄島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域

二 漁業の種類、名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	まるさざえ漁業	同上
	しゃこがい漁業	同上
	なまこ漁業	同上

三 存続期間

令和四年二月二日から令和五年八月三十一日まで

四 関係地区

小笠原村

五 一から四までに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

なし

六 免許予定日

令和四年二月二日

七 申請期間

令和三年十一月一日から同月三十日まで

第十 公示番号 共第七十一号

一 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置

小笠原村北硫黄島地先

(二) 漁場の区域



小笠原村北硫黄島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域

二 漁業の種類、名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	たかべ（うめいろ）建て切り網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	たかべ（うめいろ）寄せ網漁業	同上

三 存続期間

令和四年二月二日から令和五年八月三十一日まで

四 関係地区

小笠原村

五 一から四までに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

なし

六 免許予定日

令和四年二月二日

七 申請期間

令和三年十一月一日から同月三十日まで

第十一 公示番号 共第七十二号

一 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置

小笠原村硫黄島地先

(二) 漁場の区域

小笠原村硫黄島、監獄岩及び東岩周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域

二 漁業の種類、名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	まるさざえ漁業	同上
	しゃこがい漁業	同上
	なまこ漁業	同上

三 存続期間

令和四年二月二日から令和五年八月三十一日まで

四 関係地区

小笠原村

五 一から四までに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

なし

六 免許予定日

令和四年二月二日

七 申請期間

令和三年十一月一日から同月三十日まで

第十二 公示番号 共第七十三号

一 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置

小笠原村硫黄島地先

(二) 漁場の区域

小笠原村硫黄島、監獄岩及び東岩周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域

二 漁業の種類、名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	たかべ(うめいろ)建て切り網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	たかべ(うめいろ)寄せ網漁業	同上

三 存続期間

令和四年二月二日から令和五年八月三十一日まで

四 関係地区

小笠原村

五 一から四までに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

なし

六 免許予定日

令和四年二月二日

七 申請期間

令和三年十一月一日から同月三十日まで

第十三 公示番号 共第七十四号

一 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置

小笠原村南硫黄島地先

(二) 漁場の区域

小笠原村南硫黄島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域

二 漁業の種類、名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	いせえび漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	まるさざえ漁業	同上
	しゃこがい漁業	同上
	なまこ漁業	同上

三 存続期間

令和四年二月二日から令和五年八月三十一日まで

四 関係地区

小笠原村

五 一から四までに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

なし

六 免許予定日

令和四年二月二日

七 申請期間

令和三年十一月一日から同月三十日まで

第十四 公示番号 共第七十五号

一 漁場の位置及び区域

(一) 漁場の位置

小笠原村南硫黄島地先

(二) 漁場の区域

小笠原村南硫黄島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域

二 漁業の種類、名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	たかべ(うめいろ) 建て切り網漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	たかべ(うめいろ) 寄せ網漁業	同上

三 存続期間

令和四年二月二日から令和五年八月三十一日まで

四 関係地区

小笠原村

五 一から四までに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

なし

六 免許予定日

令和四年二月二日

七 申請期間

令和三年十一月一日から同月三十日まで

漁場図

共第六十二号

漁場の位置

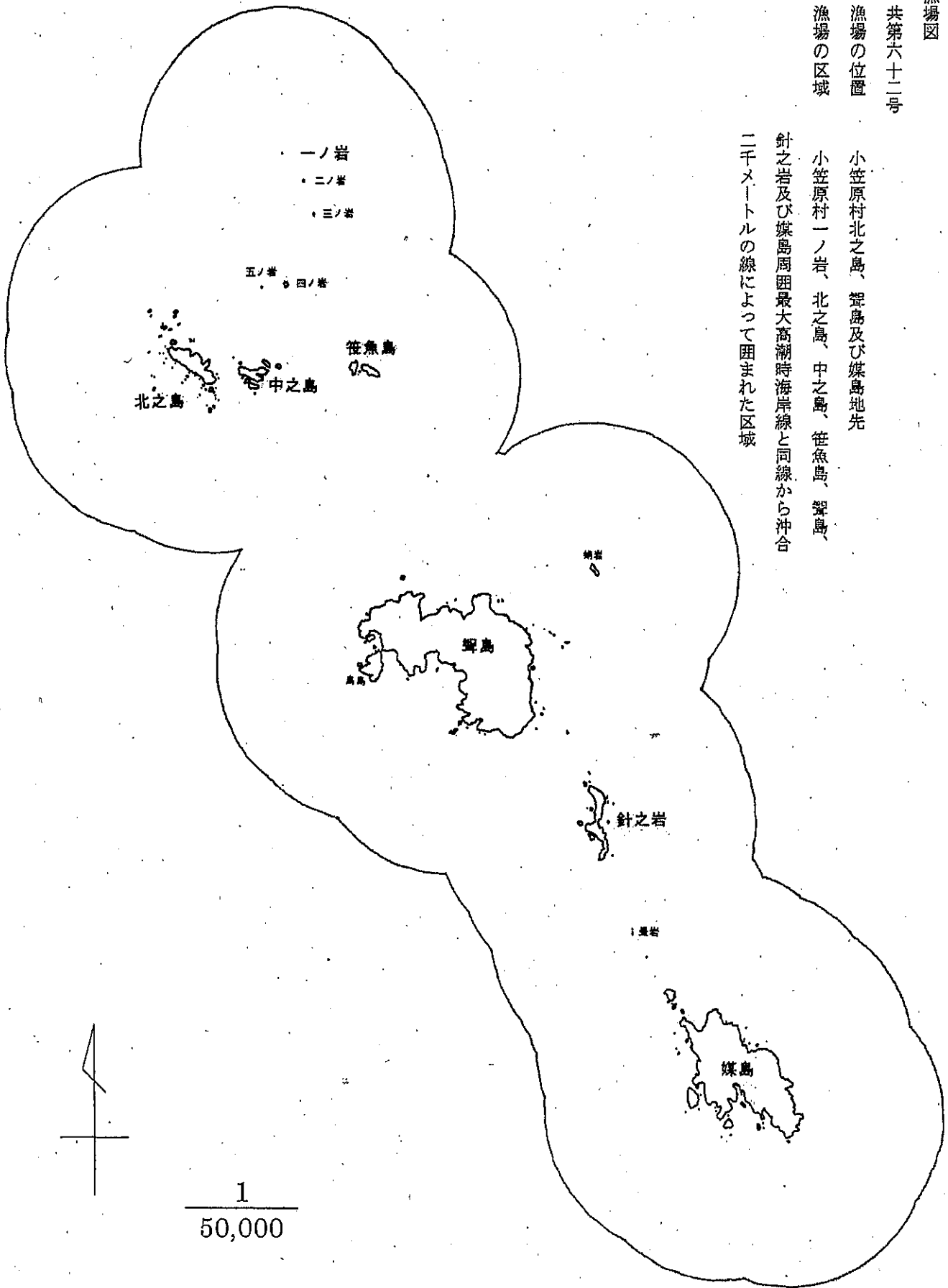
漁場の区域

小笠原村北之島、聳島及び媒島地先

小笠原村一ノ岩、北之島、中之島、笹魚島、聳島、

針之岩及び媒島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合

二千メートルの線によって囲まれた区域



漁場図

共第六十三号

漁場の位置

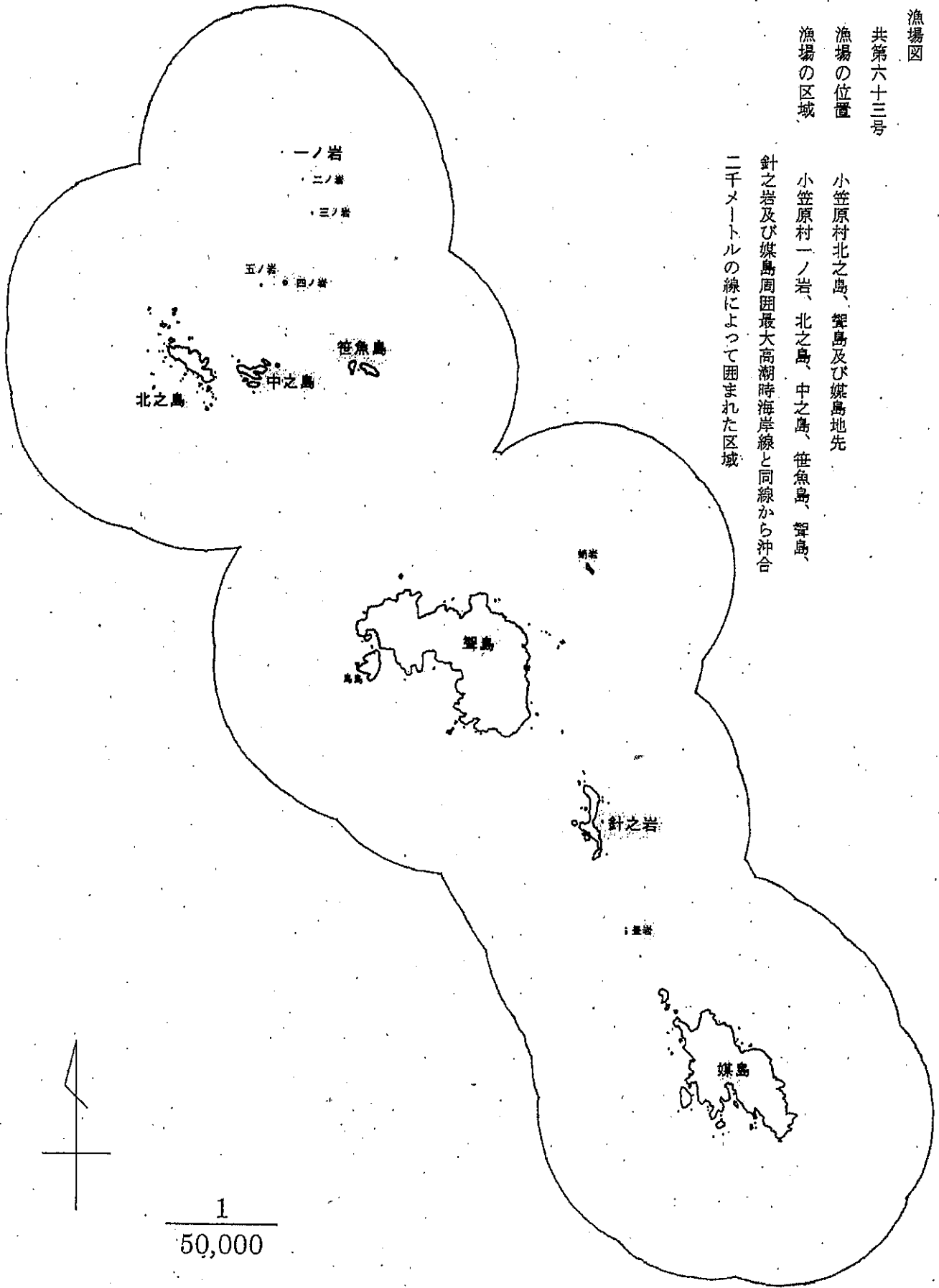
漁場の区域

小笠原村北之島、鯉島及び媒島地先

小笠原村一ノ岩、北之島、中之島、笹魚島、鯉島、

針之岩及び媒島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合

二千メートルの線によつて囲まれた区域



漁場図

共第六十四号

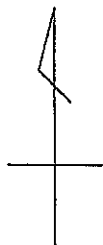
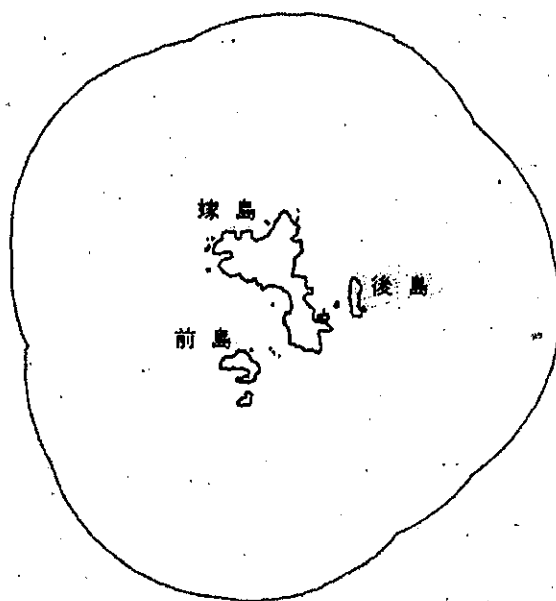
漁場の位置

漁場の区域

小笠原村嫁島地先

小笠原村嫁島、前島及び後島周囲最大高潮時海岸線と

同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域



1  
50,000

0 1000 2000m

漁場図

共第六十五号

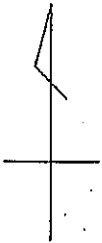
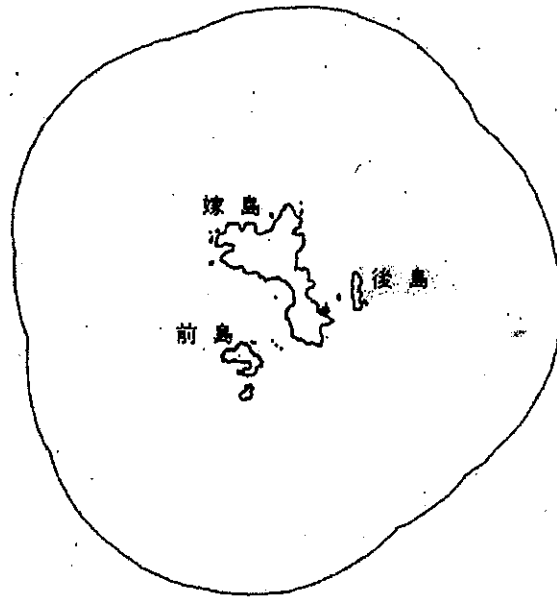
漁場の位置

漁場の区域

小笠原村嫁島地先

小笠原村嫁島、前島及び後島周囲最大高潮時海岸線と

同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域



1  
50,000

0 1000 2000m

漁場区

共第六十六号

漁場の位置

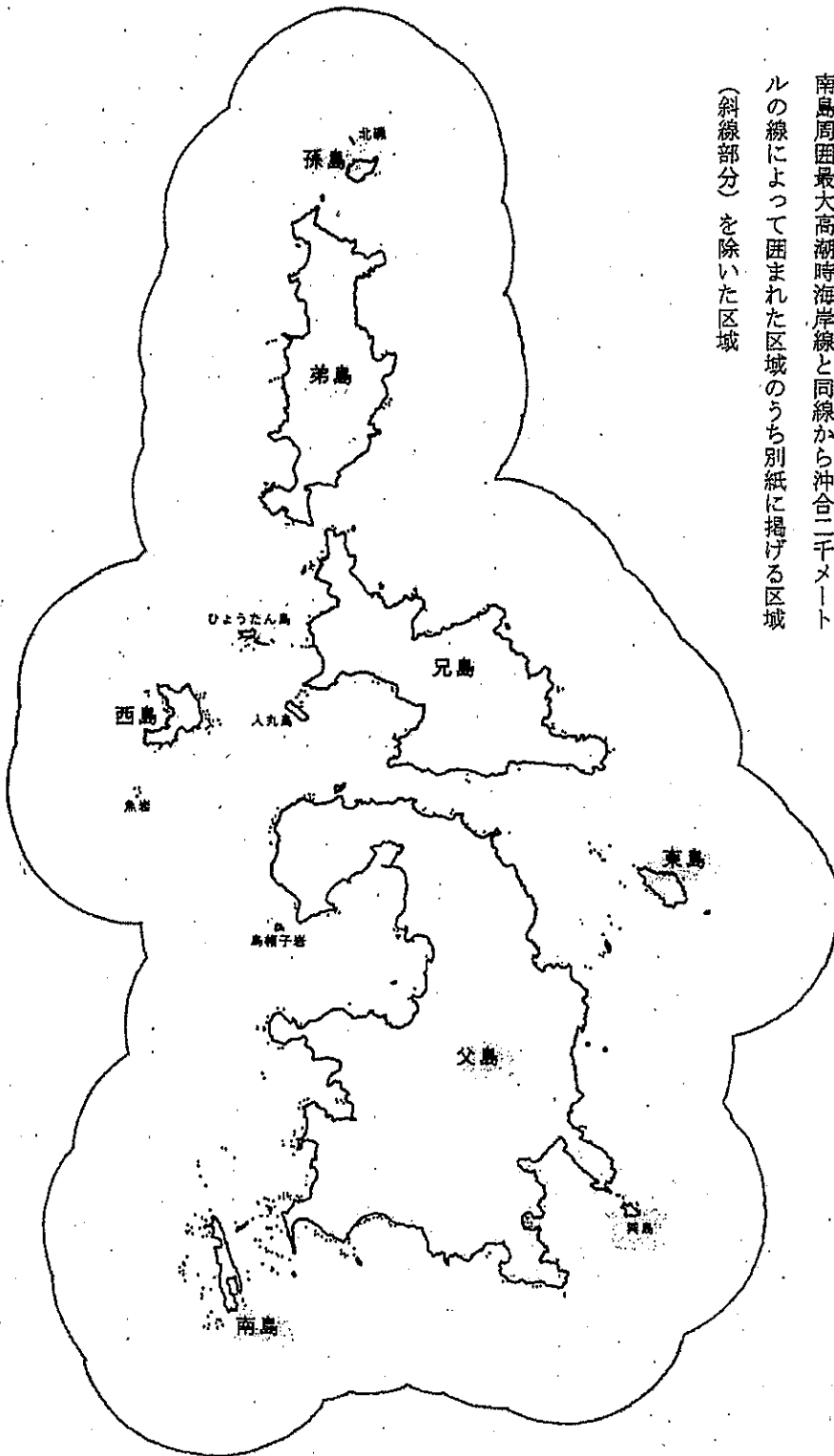
小笠原村弟島、兄島及び父島地先

漁場の区域

小笠原村孫島、弟島、兄島、西島、東島、父島及び

南島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域のうち別紙に掲げる区域

(斜線部分)を除いた区域



1  
75,000

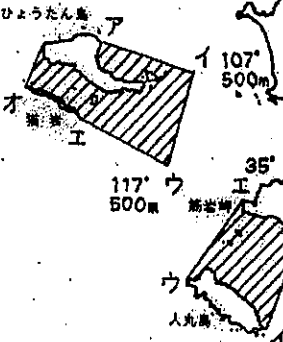
0 1500 3000m



共第66号 別紙 漁業権を設定しない区域

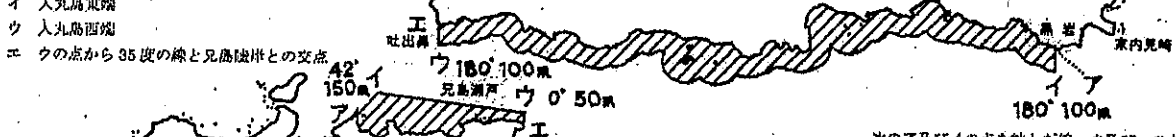
次のア、イ、ウ及びエの点を順次結んだ線、オ及びカの点を結んだ線並びに陸岸によって囲まれた区域

- ア ひょうたん島東端
- イ アの点から107度(真方位による。以下同じ。)500メートルの点
- ウ 猫岩東端から117度500メートルの点
- エ 猫岩東端
- オ 猫岩西端
- カ ひょうたん島西端



次のア及びイの点を結んだ線、ウ及びエの点を結んだ線並びに陸岸によって囲まれた区域

- ア 人丸島東端から23度の線と兄島陸岸との交点
- イ 人丸島西端
- ウ 人丸島西端
- エ ウの点から35度の線と兄島陸岸との交点

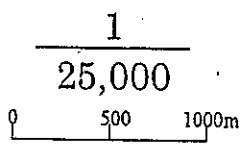
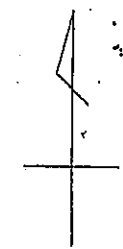


次のア、イ、ウ及びエの点を順次結んだ線と陸岸によって囲まれた区域

- ア 宮の浜東側岬の北端
- イ アの点から42度150メートルの点
- ウ 父島瀬戸北端0度50メートルの点
- エ 父島瀬戸北端

次のア及びイの点を結んだ線、ウ及びエの点を結んだ線、陸岸並びに陸岸から沖合100メートルの線によって囲まれた区域

- ア 黒岩西端
- イ アの点から180度100メートルの点
- ウ 兄島瀬戸に面した兄島陸岸の西端から180度100メートルの点
- エ 兄島瀬戸に面した兄島陸岸の西端



「陸岸」とは、最大高潮時海岸線を指す。  
 共第66号において、漁業権を設定しない区域は、南島地区を除き、京都漁業調整規則における採捕禁止区域と同じである。  
 南島地区については、漁業の種類のうち、いせえび漁業を行うことができるため漁業権を設定する。

漁場図

共第六十七号

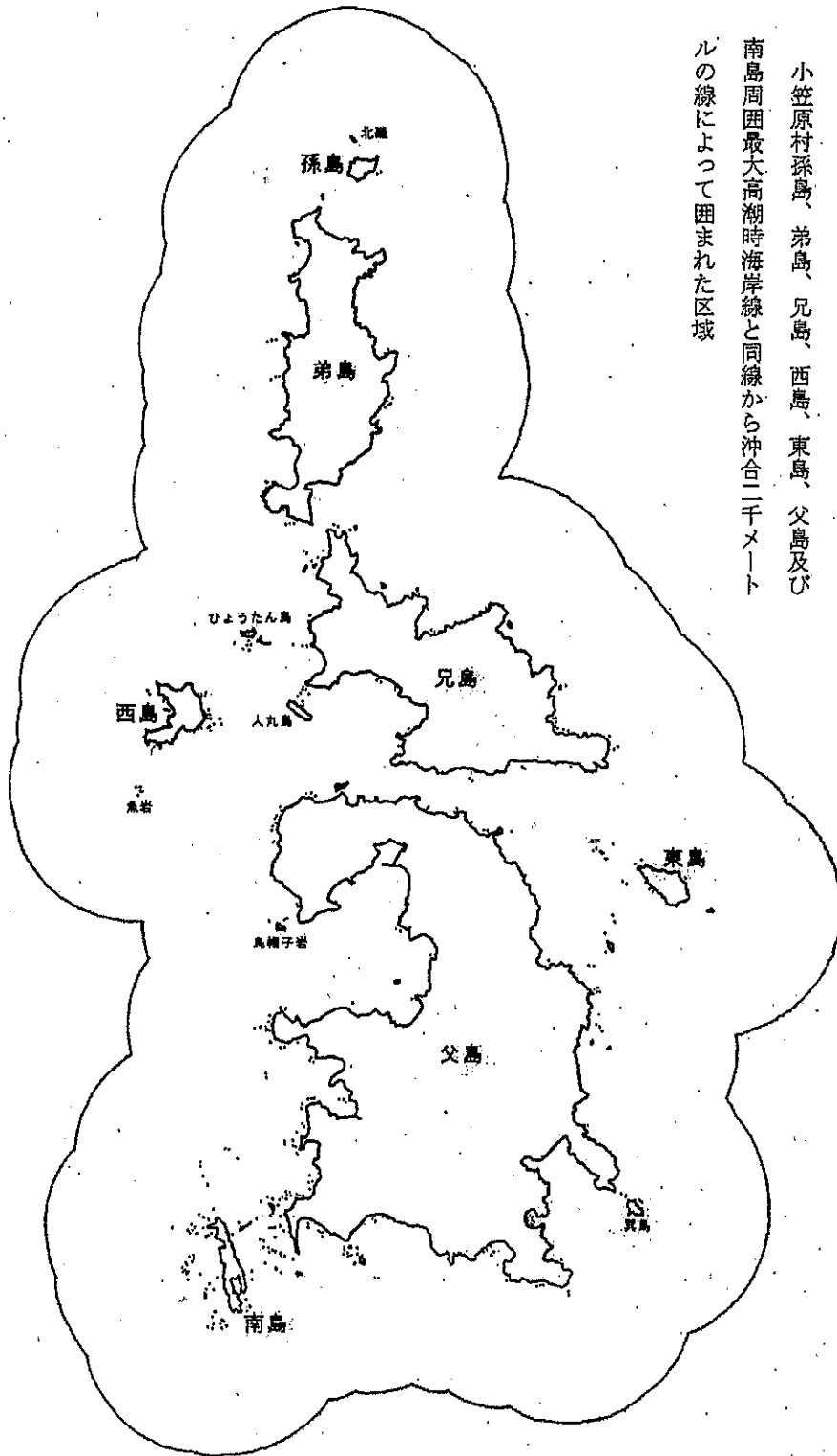
漁場の位置

漁場の区域

小笠原村弟島、兄島及び父島地先

小笠原村孫島、弟島、兄島、西島、東島、父島及び

南島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域



1  
75,000

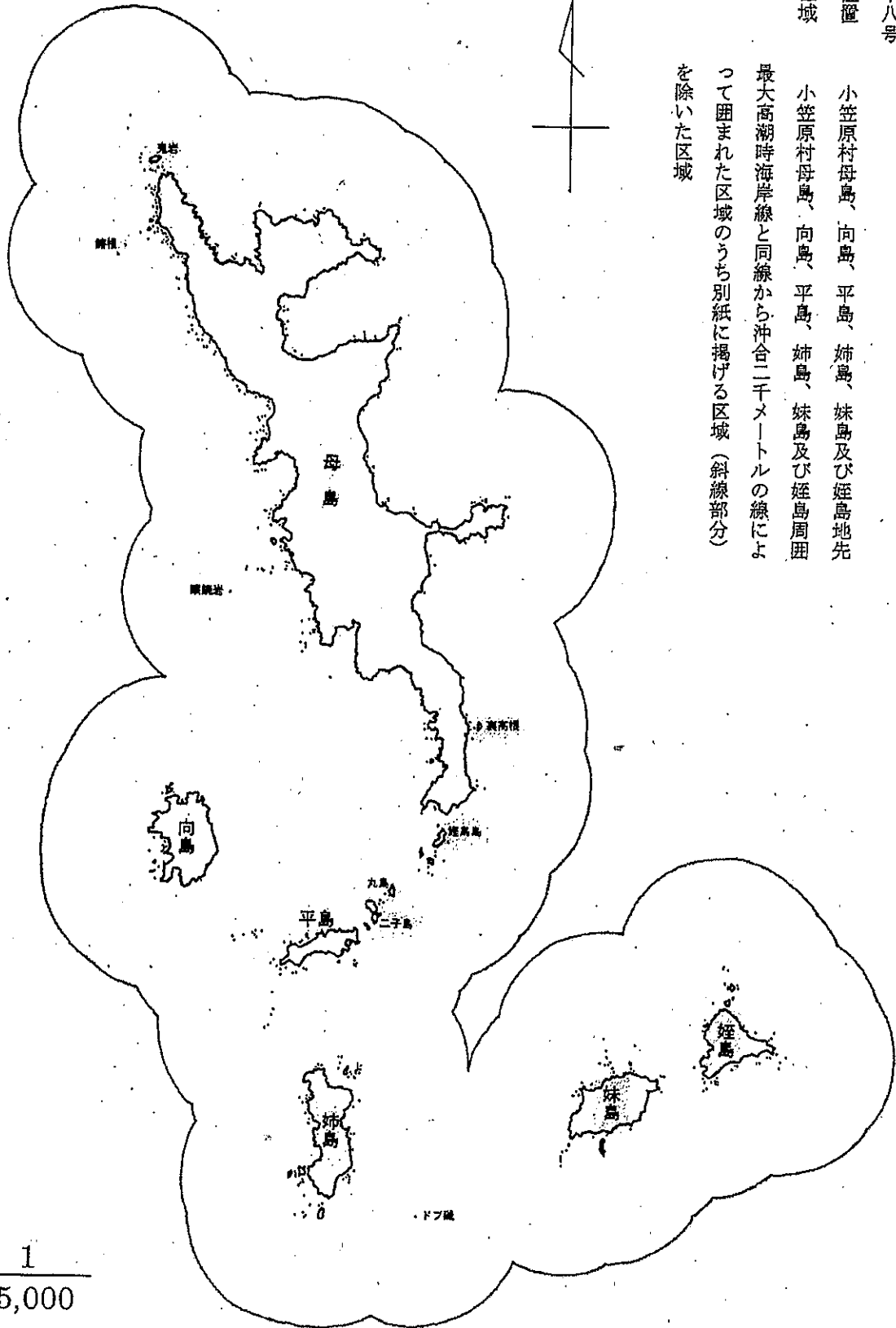
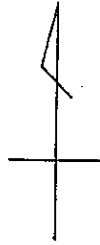
0 1500 3000m

漁場図

共第六十八号

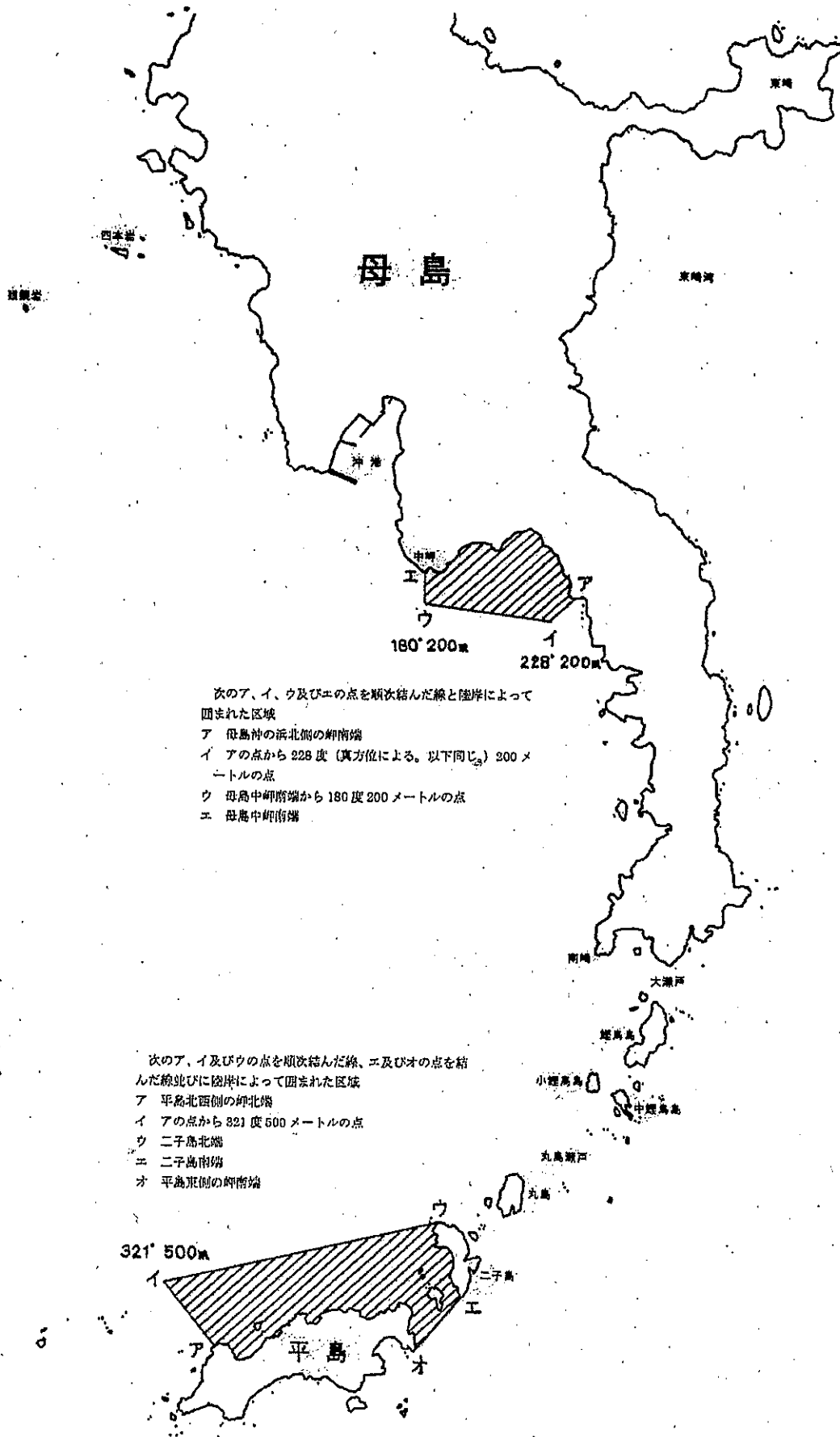
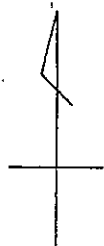
漁場の位置  
漁場の区域

小笠原村母島、向島、平島、姉島、妹島及び姪島地先  
小笠原村母島、向島、平島、姉島、妹島及び姪島周囲  
最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によ  
って囲まれた区域のうち別紙に掲げる区域（斜線部分）  
を除いた区域



共第68号 別紙 漁業権を設定しない区域

- 「陸岸」とは、最大高潮時海岸線を指す。
- 共第68号において、漁業権を設定しない区域は、東京都漁業調整規則における採捕禁止区域と同じである。



次のア、イ、ウ及びエの点を順次結んだ線と陸岸によって  
囲まれた区域  
 ア 母島沖の浜北側の岬南端  
 イ アの点から228度(真方位による。以下同じ)200メ  
 ートルの点  
 ウ 母島中岬南端から180度200メートルの点  
 エ 母島中岬南端

次のア、イ及びウの点を順次結んだ線、エ及びオの点を結  
んだ線並びに陸岸によって囲まれた区域  
 ア 平島北西側の岬北端  
 イ アの点から321度500メートルの点  
 ウ 二子島北端  
 エ 二子島南端  
 オ 平島東側の岬南端

漁場図

共第六十九号

漁場の位置

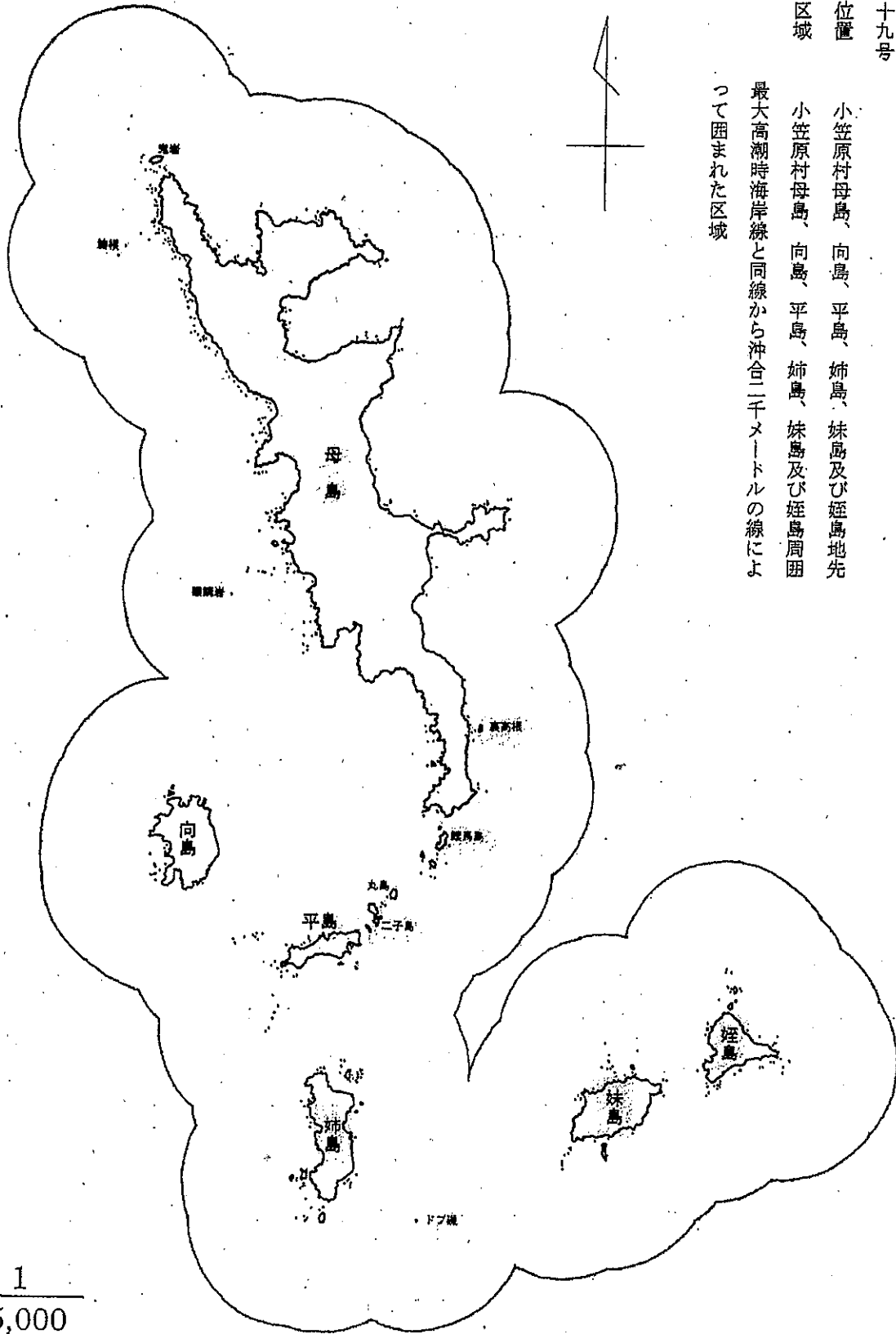
漁場の区域

小笠原村母島、向島、平島、姉島、妹島及び姪島地先

小笠原村母島、向島、平島、姉島、妹島及び姪島周囲

最大高潮時海岸線と同線から沖合二千メートルの線によ

つて囲まれた区域



漁場図

共第七十号

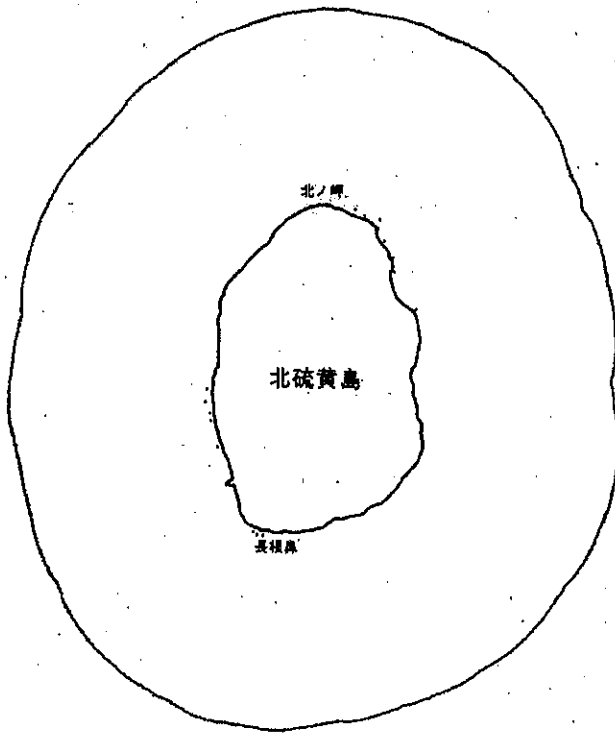
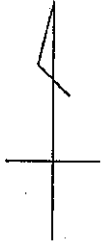
漁場の位置

漁場の区域

小笠原村北硫黄島地先

小笠原村北硫黄島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖

合二千メートルの線によって囲まれた区域



$\frac{1}{50,000}$

0 1000 2000m

漁場図

共第七十一号

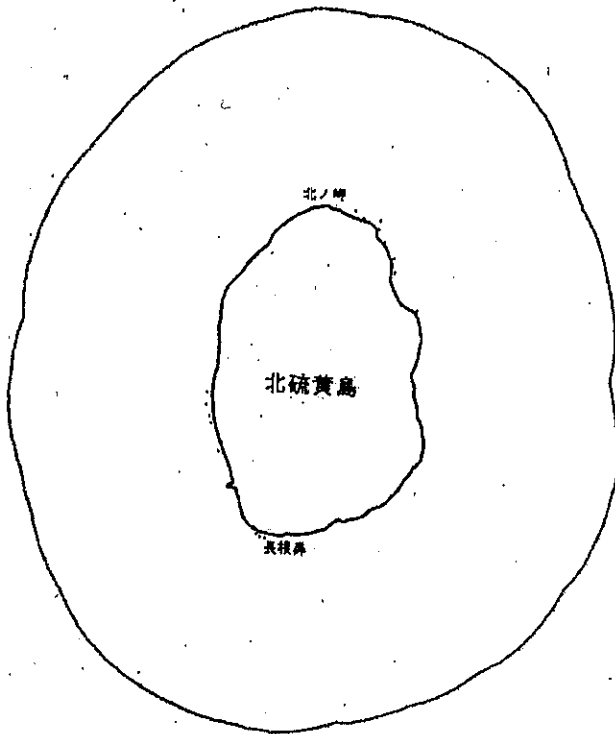
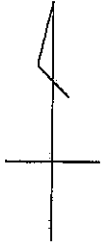
漁場の位置

漁場の区域

小笠原村北硫黄島地先

小笠原村北硫黄島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖

合二千メートルの線によって囲まれた区域



1  
50,000

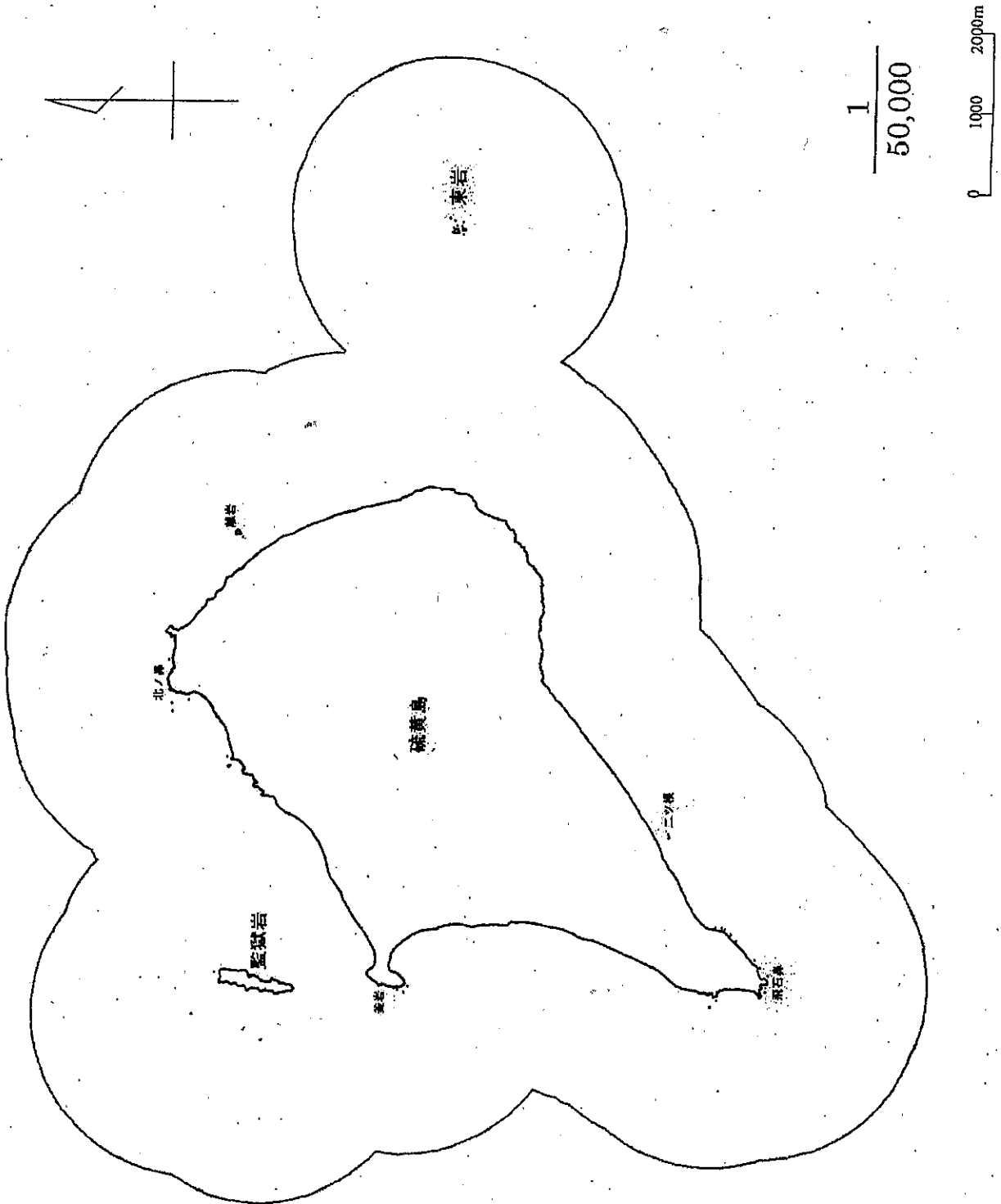
0 1000 2000m

漁場図

共第七十二号

漁場の位置 小笠原村硫黄島地先

漁場の区域 小笠原村硫黄島、監獄岩及び東岩周囲最大高潮時海岸線  
と同線から沖合二千メートルの線によって囲まれた区域



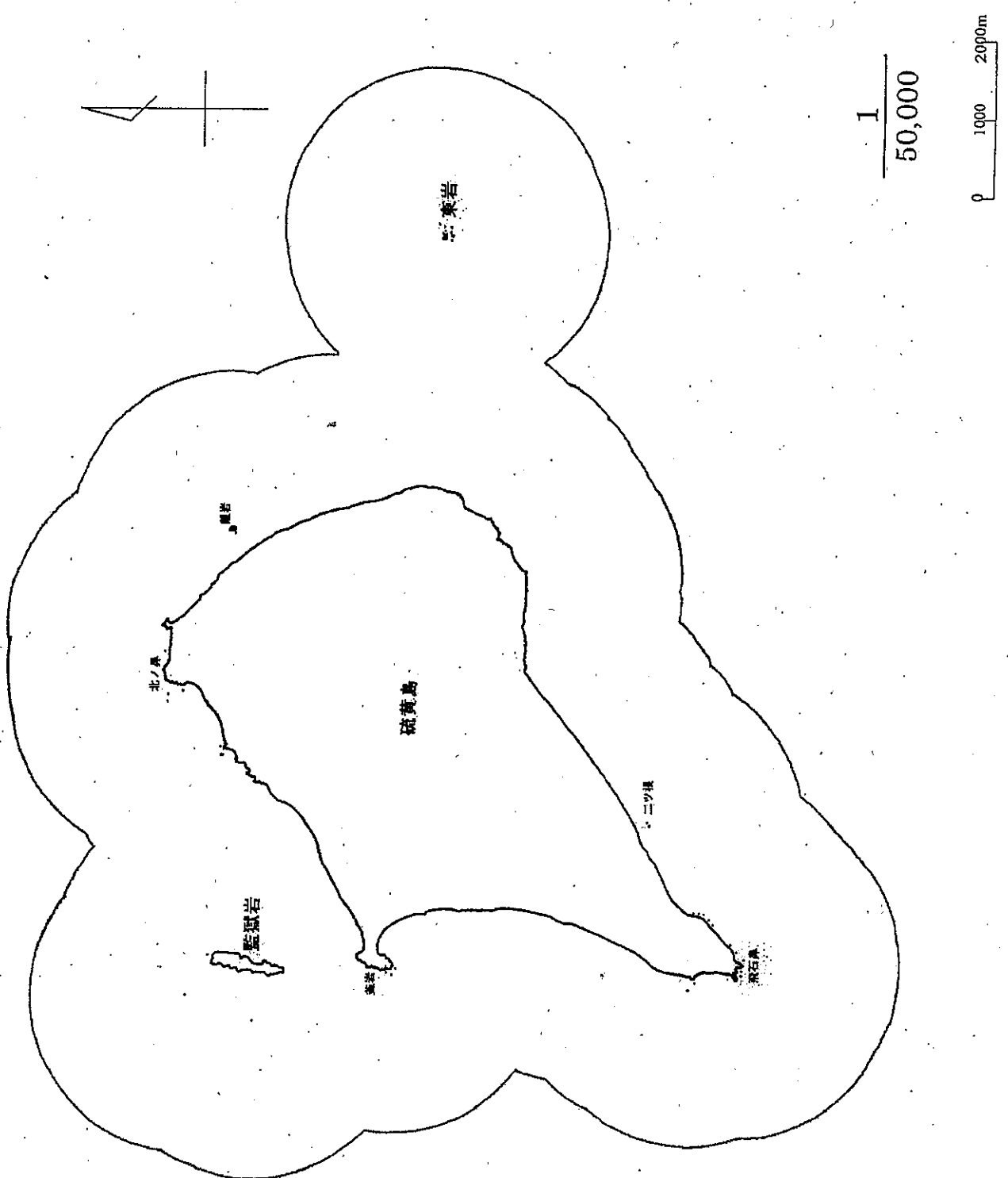


漁場図

共第七十三号

漁場の位置 小笠原村硫黄島地先

漁場の区域 小笠原村硫黄島、監獄岩及び東岩周囲最大高潮時海岸線  
と同線から沖合二千メートルの線によつて囲まれた区域



漁場区

共第七十四号

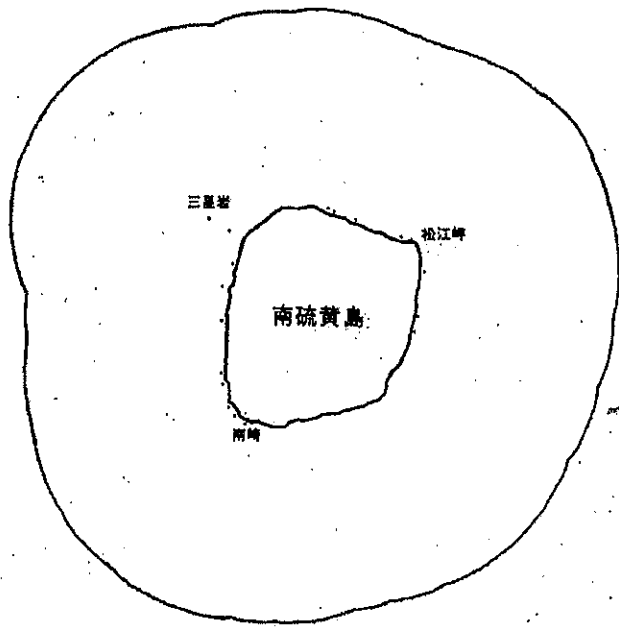
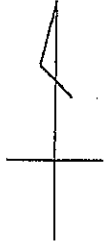
漁場の位置

小笠原村南硫黄島地先

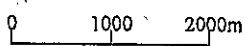
漁場の区域

小笠原村南硫黄島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖

合二千メートルの線によって囲まれた区域



1  
50,000



漁場図

共第七十五号

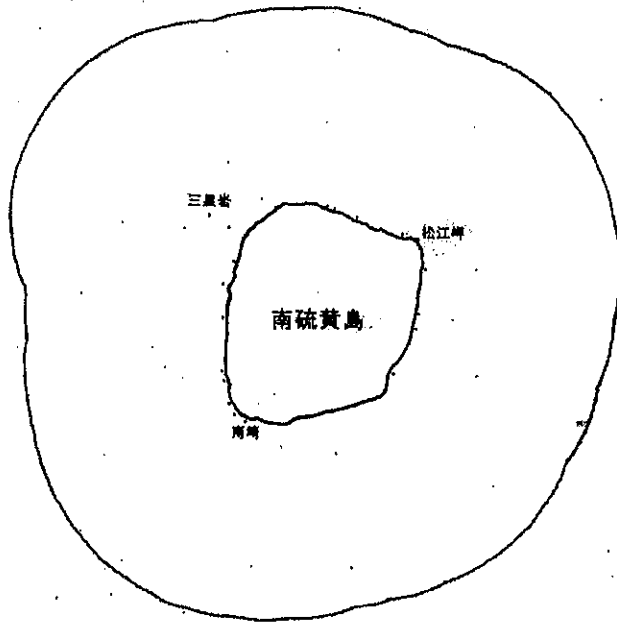
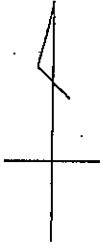
漁場の位置

漁場の区域

小笠原村南硫黄島地先

小笠原村南硫黄島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖

合二千メートルの線によつて囲まれた区域



1  
50,000

0 1000 2000m

